

カントル職に見る十八世紀の都市と音楽

——ハンブルク公文書館の史料より——

犬童 芙紗

はじめに

「カントル」と聞けば、まずヨハン・ゼバスティアン・バッハ (Johann Sebastian Bach; 以下J・S・バッハ: 一六八五—一七五〇; 任一七二三—一七五〇) が就いていたライプツィヒの「聖トーマス教会のカントル」が連想されるであろう。この「聖トーマス教会のカントル」職について、ある音楽事典では、「市の音楽監督という地位と結びついて、……『聖トーマス教会カントルならびにライプツィヒ市音楽監督』は、同地の最も重要な音楽家であった」と説明されている。バッハは、ライプツィヒの四つの主要教会 (聖トーマス、聖ニコラウス、聖マテウスあるいは新教会、聖ペーターの四教会) の音楽に加え、市参事会の管轄下にある市の音楽生活全般に対しても責任を持っていたからである。⁽¹⁾ 「カントル」とは、教会の音楽監督に留まらず、都市の音楽生活全体において重要な役割を果たす職務であったのだろうか。⁽²⁾

ドイツ・バロック音楽を代表する音楽家で、カントル職に就いていたのは、J・S・バッハだけではない。ゲオルク・フリーリプ・テレマン (Georg Philipp Telemann; 一六八一—一七六七; 任一七二二—一七六七) も、J・S・バッハとほ

ほぼ同じ時期に、ハンブルクのカントル職にあった。J・S・バッハの次男で、古典派音楽の基礎を築いた作曲家として重要なカール・フリーリプ・エマーヌエル・バッハ (Carl Philipp Emanuel Bach; 以下、C・P・E・バッハ:一七二二—一七八八—一七六八—一八八) もテレマンの死後、ハンブルクのカントル職に就任する。ハンブルクのカントルは、市立学校ヨハネウムの聖歌隊指揮者として、市の全ての教会音楽を監督するのに加えて、市で開催される行事の音楽も担当する等、都市の公的な音楽活動全体を掌握しており、事実上の「都市音楽監督」であった⁽³⁾。

ハンブルクのカントル職は、原則的に終身制であったため、各カントルの在任期間は長かった。十八世紀だけ見ても、テレマンは四十六年間、C・P・E・バッハは二十年間、クリステイアン・フリードリヒ・ゴットフリープ・シュヴェンケ (Christian Friedrich Gottlieb Schwencke; 一七六七—一八二二; 任一七八九—一八二二) は三十三年間、カントル職に就いている⁽⁴⁾。カントルは、長期に渡ってハンブルクの音楽界に君臨し、市の音楽行政あるいは音楽文化において一時代を築いたのである。一六四一年から一六六三年にかけて、二十二年間カントル職に就いていたトーマス・ゼレ (Thomas Selle; 一五九九—一六六三) は、教会音楽の発展に尽くし、ハンブルクを、「素晴らしく、良く整えられた音楽を一年中、心から楽しんで聴くことができる」(Hamburger Musik, 1657)⁽⁵⁾ 都市に築き上げた⁽⁶⁾。その一方で、テレマンとバッハは、教会音楽の枠を越えて、公開演奏会活動を主催する等、職務とは関係のない音楽活動への参加を通して、十八世紀ハンブルクの音楽文化の発展に大きく貢献した⁽⁷⁾。カントル職は、ルター派都市ハンブルクの統治構造とどのように結びついていたのだろうか。また、市民的バロック文化の中心都市ハンブルクの文化的隆盛とどのように関わっていたのだろうか。以上から、カントル職は、ハンブルクにおける教会と都市の統治構造との関わり、及び都市にとって音楽が持つ意味を論じる上で、重要な意義を持っているのである。そこで、本論文ではまず、カントル職に関する諸規則から、ハンブルクにおけるカントル職の役割を明らかにしたい。それから、市の音楽界に一時代を築くカントルの代替わりが、音楽行政の転換期であることに注目し、自由ハンザ都市ハンブルク公文書館 Staatsarchiv Freie und Hansestadt Hamburg に残された

カントル職の人事に関する史料を用いて、人事の過程で浮かび上がる市当局のカントル職に対する評価の仕方から、カントル職を通して何が見えるか探りたい。

第一章 「カントル」とは何か

第一節 カントル職に関する研究

本題に入る前に、本論文の中心テーマとなるルター派のカントル職が、これまで研究対象としてどのように扱われ、論じられてきたのか整理しておきたい。

まずカントルの職務に関する研究が、ルター派の教会音楽の作曲や演奏に携わってきたカントルの活動を把握するのを目的として行われてきた。ルター派の教会音楽を担った音楽職の一つとして、カントルの職務の全体像を提示する代表的な文献としては、Werner, Arno. *Vier Jahrhunderte im Dienste der Kirchenmusik: Geschichte des Amtes und Standes der evangelischen Kantoren, Organisten und Stadtpfeifer seit der Reformation.* (Leipzig: Verlag Carl Merseburger, 1932) が挙げられるだろう。だが、カントルの職務や地位は、都市の規模や地域によって大きく異なる。それは、フライベルク（ドレーズデン南西の都市）のカントル職を軸にして、その他のルター派都市との比較を通して、都市によるカントル職の多様性を示した Krickeberg, Dieter. *Das Protestantische Kantorat im 17. Jahrhundert: Studien zum Amt des deutschen Kantors.* (Berlin: Verlag Merseburger Berlin, 1965) から窺えるだろう。ただし、都市によるカントル職の相違を産み出した社会事情や政治制度にまでは言及していない。また、対象とする時代をカントル職の地位が上昇した十七世紀に限定しており、十八世紀については、公開演奏会やオペラの登場、敬虔主義や啓蒙思想による教会音楽に対する関心の低下を背景に、カントル職の栄光が失われたと締めくくりに留めているので、ほとんど知ることが出来ない。

カントル職の研究を進めれば、カントル職の一般概念も形成されるであろうと考えられるが、都市や地域による差異が

大きすぎるが故に、困難であった。そこで、都市または地域によるカントルの職務や地位の相違に注目し、個別に研究することが必要になる。Hobohm, Wolf, Carsten Lange und Brit Reipsch (Hg.), *Struktur, Funktion und Bedeutung des deutschen protestantischen Kantorats im 16. bis 18. Jahrhundert: Bericht über das Wissenschaftliche Kolloquium am 2. November 1991 in Magdeburg (Magdeburger Musikwissenschaftliche Konferenzen III)* (Oschersleben: Zietzen, 1997) は、一九九一年十一月二日にマクデブルクで「十六世紀から十八世紀のドイツ・プロテスタント教会のカントル職の構造、役割、意義」をテーマとして開催したシンポジウムの後でまとめられた論集であるが、各論文では、それぞれ特定の都市のカントル職が取り挙げられている。その論集から、カントル職の類型は、学校教育や聖歌隊の指導に専念していたものから、都市の音楽監督も担っていたものまで、様々であったことが窺える。

カントル職はルター派都市各地に存在していたが、研究の中心は、宗教改革者マルティン・ルター (Martin Luther; 一四八三—一五四六) との関わりが深いザクセンであり、北ドイツについてはあまり注目されてこなかった。また、研究対象とする時代も十七世紀が中心であり、十八世紀については、J・S・バッハと関連のあるライプツィヒを除くと、全体的に薄い。そこで、十八世紀北ドイツを対象として、ハンブルクのカントル職を中心に研究し、学校教育から音楽監督まで多岐に渡るカントルの職務、地位、活動内容を、都市の社会構造を踏まえて詳細に分析してまとめたのが、Kremer, Joachim. *Das norddeutsche Kantorat im 18. Jahrhundert: Untersuchungen am Beispiel Hamburgs.* (Kassel: Bärenreiter, 1995) である。⁽⁹⁾

カントル職の研究は、ルター派のカントルが本来は学校の音楽教師であったことから、音楽教育史においても見られる。音楽教育史の文献で、カントル職について詳しく言及しているものとしては、中世から十六世紀にかけて、カトリック地域もプロテスタント地域も含めたドイツのラテン語学校の音楽教育についてまとめた Niemöller, Klaus Wolfgang. *Untersuchungen zu Musikpflege und Musikunterricht an den deutschen Lateinschulen vom ausgehenden Mittelalter bis um 1600.*

(Regensburg: Gustav Bosse Verlag, 1969) 'バロック時代(一六〇〇—一七五〇)の音楽教育と演奏の理念を研究した Butt, John. *Music Education and the Art of Performance in the German Baroque*. (Cambridge: Cambridge University Press, 1994) が挙げられるだろう。

カントル職は、各都市の音楽史においても言及されることが多い。それは、教会が都市の生活とも密接に関わっていたことから、カントルが指揮する教会音楽も都市の音楽生活の一要素となっていたからである。本論文で対象とするハンブルクの音楽史においても、教会音楽やカントル職に関する記述が見られる。ハンブルク音楽史が、宗教改革以前から二十世紀まで、通史的にかつ包括的にまとめられているのは、Dittrich, Marie-Agnes. *Hamburg: Historische Stationen des Musiklebens mit Informationen für den Besucher heute*. (Laaber: Laaber-Verlag, 1990) である。⁽¹⁰⁾ 時代を限定した研究で、カントル職に関する記述も見られるものとしては、十六世紀ハンブルクの教会音楽を研究した Leichsenring, Hugo. *Hamburgische Kirchenmusik im Reformationszeitalter*. (Hamburg: Verlag der Musikalienhandlung K. D. Wagner, 1982) ⁽¹¹⁾ 十七世紀ハンブルクのカントル、オルガニスト、都市楽師について、ハンブルク公文書館の史料に基づいて整理した Krüger, Liselotte. *Die Hamburgische Musikorganisation im XVII. Jahrhundert*. (Straßburg: Heitz, 1933) ⁽¹²⁾ が挙げられる。⁽¹²⁾ Sittard, Josef. *Geschichte des Musik- und Concertwesens in Hamburg vom 14. Jahrhundert bis auf die Gegenwart*. (Altona und Leipzig: Verlag von A. C. Reher, 1890) は、十四世紀から十九世紀末に至るハンブルクの演奏活動の歴史がまとめられた文献であるが、教会音楽も演奏活動の一端と見なし、教会音楽の担い手であるカントル職についても記されている。⁽¹³⁾

以上から、ルター派のカントル職の研究は、これまでルター派の教会音楽史、音楽教育史、都市の音楽史など、音楽学の領域で行われていて、カントル職の音楽職としての側面に目を向けられる傾向にあったことが窺える。これまでの研究において、カントル職が、一般的な概念を形成するのが困難なほど複雑な職務であり、個別に研究を進める必要があることは示されている。では、カントル職は、なぜ都市や地域による差異が大きいのであろうか。都市や地域によってカント

ル職の多様性が生じた背景には、ルター派が領邦教会制を敷き、各領邦・都市の実情に合わせて統治体制を整えていたことが考えられる。ここから、カントル職は、単なる音楽職ではなく、領邦や都市の制度に組み込まれた公職であったことが窺える。カントル職は、教会と都市、あるいは都市と音楽の関係を読み解く鍵である。

第二節 ルター派教会とカントル職

ルター派のカントル職は、一般的な概念を形成するのが困難なほど複雑な職務ではあるが、本来はラテン語学校やギムナジウムに所属する学校教師であった。よって、カントル職と学校との関係を起点として、カントル職の大まかなイメージを形成して行きたい。

ラテン語学校やギムナジウムにおいて、カントル職に与えられた役割は、まず学校の音楽教育に責任を持つことであった。なぜ、学校に音楽教育に責任を持つ教師の職が設けられたのだろうか。学校で音楽教育を行う必要があったのは、生徒で構成される聖歌隊が、教会の礼拝でコーラル（賛美歌）の歌唱を担当しなければならなかったからである。聖歌隊の指揮を担当したのは、カントルであった。カントル職は、生徒を聖歌隊員に育成し、教会の礼拝で聖歌隊を指揮する任務を引き受ける教師が必要になったことにより、設けられた職である。

だが、なぜ聖職者ではなく、学校の生徒が、礼拝でコーラルを歌っていたのであろうか。そもそもコーラルは、ルターが掲げる「万人祭司主義」の教えに基づき、会衆自ら歌を通して、礼拝へ直接参加する手段として導入されたものである。ルター派教会の礼拝に音楽が導入されたのは、ルターが音楽に神学に次ぐ地位を認め、音楽に神を賛美し、福音を告げ知らせ、心を慰める役割があると見なして、信仰における音楽の役割を高く評価していたからである。会衆にコーラルを歌ってもらうために、聖職者や学者等、一部の知識人の専有物であるラテン語ではなく、会衆が理解できるドイツ語で書かれたコーラルを新しく作った。けれども、会衆がコーラルを歌うためには、リードしてもらわなければならない。そこで、学

校の生徒から成る聖歌隊に、会衆のコラールをリードする役割が与えられたのである。⁽¹⁴⁾ すなわち、学校の生徒が聖歌隊員として教会の礼拝に動員されたのは、会衆の代表として、コラール唱において会衆をリードするためであった。従って、カントルは、生徒が会衆をリードする聖歌隊員の役割を十分に果たせるように、音楽を指導しなければならなかったのである。

以上のように、カントル職が、学校で聖歌隊の訓練と指揮に従事させるために設けられた職であるならば、〈学校の聖歌隊指揮者〉や〈学校の音楽教師〉と説明してしまえばいいのではないかと考えられる。ところが、カントルは、音楽の指導に専念できるような単純な音楽職ではなかった。なぜなら、音楽は、中世以来の自由七科（文法・修辞学・論理学の三学及び算術・幾何学・天文学・音楽の四科）の一つ、すなわち語学や算術と同様に、教養人が身につけるべき学問の一つと認識されていたからである。そのため、カントルは、他の教師と同様に、音楽だけでなく、ラテン語といった学科の授業も行うよう求められていた。⁽¹⁵⁾ カントル職に、大学を卒業した教養人が就く傾向にあったのは、学科の授業を遂行するのに十分な学識を身につけている必要があったからである。また、カントル職が聖歌隊の指揮者として、教会との結びつきが強い職務であったことから、十六、十七世紀においては、神学修得者たちが牧師職を得るまでの中継ぎとして、カントル職に就く場合も多かった。ポメルンの多くの都市では、カントルが朝課や晩課の説教も担当し、聖職に近い役割を果たしていたという事例も見られたという。⁽¹⁶⁾ 従って、カントル職は、音楽職であるだけでなく、教職や聖職とも関わりがあった職務であるが故に、単純に〈聖歌隊指揮者〉や〈音楽教師〉という説明だけでは足りないのである。

カントル職の概念の形成をさらに複雑にしている背景には、カントルが、教育活動や聖歌隊指揮者として教会の音楽監督にとどまらず、都市の音楽活動にも関わっていたことが挙げられる。カントルがラテン語学校から数人の生徒を率いて、新市参事会員の選出や市民の宴会等、市の行事で音楽を演奏するよう依頼されることもあったのは、カントルが持っている音楽の素養によるものであった。臨時収入を得る必要があったことも、カントルが都市の音楽活動に関わる動機となっ

たであろう。⁽¹⁹⁾ 教育活動や教会音楽監督に加え、市の行事における音楽の監督も、カントル職の重要な任務となった都市もある。カントルが都市の指導的な音楽家となる場合もあったことは、カントルに、市で公職に就いている最高位の音楽家であることを示す「音楽監督Director musices」⁽¹⁸⁾の称号が与えられる都市もあったことから窺える。⁽¹⁹⁾ 全てのカントルに「音楽監督」の称号が与えられるとは限らなかったが、ルター派のカントルを〈音楽監督〉と説明している音楽事典もあるのは、⁽²⁰⁾J・S・バッハやテレマン等、音楽史でよく知られているカントルが「音楽監督」の称号を有していたからであろう。

以上から、ルター派のカントル職は、教会の礼拝でコーラルを歌う聖歌隊を訓練して指揮する必要性から、ラテン語学校やギムナジウムに設置された職務であったが、学科の指導も義務づけられ、時には聖職者に近い役割も果たし、あるいは都市の音楽活動にも関わり、中には「音楽監督」の称号を与えられた者もいる等、その職務の性格は複雑であったことが示された。カントル職の複雑さが、カントルの概念を分かりにくくしている。しかし、その複雑さから、カントル職を音楽職と捉えるだけでは見えない、都市の政治、教会、音楽の問題も見えてくる。

第二章 ハンブルクのカントル職

第一節 ヨハネウム・カントル―学校・教会・都市への奉仕者―

宗教改革以来、ルター派都市となったハンブルクは、ヨハネス・ブーゲンハーゲン (Johannes Bugenhagen: 一四八五―一五五八)⁽²¹⁾が作成し、一五二九年五月二十三日に公布した教会規則に基づいて、ルター派教会を基盤とした政治・教会体制を整えた。⁽²¹⁾ 学校の整備も、ルター派都市の統治体制を整える一環であった。市参事会は、教会規則発布の翌日、五月二十四日に、かつての聖ヨハネ修道院の建物の中に聖ヨハネ学校 (通称ヨハネウム)⁽²²⁾を設立した。ヨハネウムの聖歌隊は、カントルの指揮の下、教会の礼拝でコーラルを歌い、市の音楽生活にも緊密に結びついていたと言われる。⁽²³⁾ まず、ヨハネ

ウムの聖歌隊とカントルが果たしていた役割について見て行きたい。

ヨハネウムの教師陣は、教会規則によると、校長 De Overste Magister, Rector、副校長 De Subrector、カントル De Cantor、下級教師 De Pedagogus, Kindermeister 四名の合計七名で構成されていた。⁽²⁴⁾ その中で、ヨハネウムの聖歌隊の訓練と指揮を任されていたのは、カントルである。カントルは、教会規則において、ヨハネウムの音楽責任者として、全ての生徒に歌唱を教授し、ハンブルクの四つの主要教会、すなわち聖ペテロ、聖ニコラウス、聖カタリーナ、聖ヤーコプの各教会に、教師と生徒を振り分けてコラールを歌わせるよう義務づけられていた。だが、ヨハネウムの音楽教育に携わるのは、カントル一人ではなかった。教会規則では、他の教師にも、カントルを補佐することが義務づけられていたのである。⁽²⁵⁾ ここから、ハンブルクの主要教会の礼拝に音楽で以て奉仕するのは、教師も生徒も含め、ヨハネウムを挙げて行われていたことが窺える。ちなみに主要教会とは、ハンブルクの教区を形成する核となる教会で、最初は四つであったが、後に一六八五年に聖ミヒヤエル教会も加わり、五つとなる。⁽²⁶⁾

ヨハネウムの聖歌隊が、コラールを歌って教会の礼拝に奉仕しなければならなかったことは、教会規則で定められている。しかし、一六一五年と一六三四年に発布された学校規則を見ると、聖歌隊は、目的を果たすだけでは十分でなく、市の「格別な装飾」とならなければならないことが読み取れる。⁽²⁷⁾ ここから、ハンブルク市当局は、ヨハネウムの聖歌隊に、教会のみならず、都市にも奉仕するよう求めていたと言える。聖歌隊が都市にも奉仕するよう求められたのは、ヨハネウムが市参事会管理下のラテン語学校であり、ヨハネウムの教師は全員、就任の際に、市参事会と宗務局 Ministerium の双方へ忠誠を尽くすことを宣誓するよう義務づけられていたことから窺える。⁽²⁸⁾ 従って、聖歌隊には、都市の楽団としての役割を果たすことも求められ、カントルには、教会と都市の両方の音楽を監督することが期待されていたのである。

ヨハネウムの聖歌隊が、学校規則に従って、市の「格別な装飾」となる音楽を演奏していたことは、コンラート・フォーン・ヘーヴェルン (Conrad von Höveln; 一六三〇—一八九) が一六六八年に出版した著作から窺えるであろう。彼は、「聖

歌隊（その最前列では高名で称賛に値するカペルマイスターのベルンハルト氏が指揮）は、良い組織と状態で神を賛美し、ハンブルクに喜び、楽しみ、利益をもたらすために、非常に良く訓練されている。そのような美しい音楽を持つことは、まさしく市の象徴となる。大きな祝祭では、教会でまさに天使のような音楽を聞ける⁽²⁹⁾と記している。クリストフ・ベルンハルト（Christoph Bernhard; 一六二八—九二任一六六四—七四）は、ヨハネウムのカントルである。ベルンハルトが「高名で称賛に値する」と称されていることから、カントルがハンブルクを代表する音楽家の一人であったであろうことも、読み取れる。

では、ヨハネウムの聖歌隊は教会の礼拝で、どのような音楽を演奏していたのであろうか。聖歌隊が教会の礼拝で実際に歌っていた音楽作品は、明らかにされていない。しかし、基本的には単声のコラールを歌っていて、特別な祝日に、華麗な対位法で書かれたフィグラー様式の声楽作品を歌っていたのではないかと言われている。フィグラー様式の作品が歌われたのは、一六〇〇年頃に各主要教会で年六回ずつ、四つの主要教会合わせて市全体で年二十四回であったと推測される⁽³⁰⁾。しかし、フィグラー様式の作品が演奏される機会は、時代が下るにつれて増え、十七世紀半ばになると、聖ペテロ、聖ニコラウス、聖カタリーナ、聖ヤーコプの各主要教会で四週間に一回ずつ、土曜日の晩課及び日曜日の主要礼拝と晩課で上演されるようになった。教会音楽が、簡素な単声のコラールから華麗で高度な声楽技術を要するフィグラー様式の作品に変化したのは、聖歌隊の水準の上昇を示している。聖歌隊の水準が上昇した背景には、聖歌隊に「市の象徴」となるくらい素晴らしい音楽を演奏するよう期待されていたことも考えられるだろう。一六八五年以降は、主要教会に昇格した聖ミヒヤエル教会も、聖歌隊の演奏周期に加わる⁽³¹⁾。

ところで、ルター派のカントルには大抵、学校で音楽以外の学科も教えるよう義務づけられていたが、ヨハネウムのカントルは、学科の授業を行っていたのだろうか。一六一五年と一六三四年の学校規則を見た限りでは、カントルに、音楽以外の学科も教えるよう義務づけられていたことが窺える⁽³²⁾。カントルが実際にどのような授業を行っていたのか、カント

ルがどれほど学科を指導する義務を遂行していたのかは、あまり明らかにされていない。だが、シヨラルヒヤートの史料(33)として残されている一七一一年から一七一四年の間に書かれたと見られる文書に、カントルが「音楽しか教えていない」と記されていることから、少なくとも、ヨアヒム・ゲルステンビュッテル (Jochim Gerstenbüttel; 一六四七—一七二二、任一六七五—一七二二) は、学科の授業を行っていないかと考えられている。(34)

カントルの授業義務に関する規定は、一七三二年に新しく発布された学校規則で変更される。おそらくカントルが音楽の授業しか行わなくなった実情に配慮したのであろう。新しい学校規則では、カントルの授業義務を、「一時から二時に行う通常の歌唱授業」を行うのに加えて「音楽の理論や歴史」も教えることとしか定めていない。(35) 当時カントル職にあったのはテーレマンであるが、宗務局代表ヨハン・メルヒオール・ゲーツェ (Johann Melchior Goetze; 一七一七—一八六) によると、テーレマンは、ヨハネウムで自らに課せられていた歌唱授業の義務を、「在任中、ずっと無責任に放棄していた」(36) という。そこでゲーツェは、「新しく選ばれた者には、学校規則に従って、歌唱の授業を引き受けてもらいたい」と、テーレマンの後任を選ぶシヨラルヒヤートの会議で要求したが、テーレマンの後任に選ばれたC・P・E・バッハも、自分で歌唱授業を行うことはせず、自身の下で歌う歌手に、報酬と引き換えに代行させていた。(38)

ハンブルクでは時代が下るにつれて、カントル職から、事実上、教職が切り離されていったことが窺える。教職から切り離されたハンブルクのカントル職は、宮廷のあらゆる音楽を統べるカペルマイスターに匹敵し、都市全体の音楽活動を掌握する音楽職に変質していったのである。(39)

ヨハネウムは、教会の礼拝でコーラルを歌う聖歌隊員の派遣を通して、教会に奉仕するよう教会規則で定められていた。その聖歌隊の訓練と指揮を任されたのが、カントルである。カントルは、ヨハネウムの教育活動に従事しながら、聖歌隊の指導にも携わらなければならなかった。さらに、聖歌隊には、教会の礼拝で目的を果たすのに十分な音楽ではなく、市の「格別な装飾」となる音楽を演奏することが期待されていて、都市の楽団としての役割も求められていた。よって、カ

ントルには、聖歌隊の指揮者として教会の音楽監督のみならず、都市の音楽も監督するよう指示されていたのだと言える。カントル職が時代が下るにつれて、音楽職に専門化し、教職から事実上解放されて「カペルマイスター」に近づいたのも、カントルに対する音楽への要求が高まったからであろう。従って、ハンブルクのカントル職は、ヨハネウムや教会の奉仕者であるのみならず、都市への奉仕者であったと言える。

第二節 カントル職の後任人事―市の政治と宗教の交差点―

在職者の死亡や辞任によって、カントル職に欠員が生じると、新しいカントルを選任するために後任人事が実施される。ハンブルクのカントル職の後任人事は、誰がどのようにして実施していたのだろうか調べてみると、市の政治と宗教、両方の勢力が関与していたことが明らかになった。この節では、カントル職の選考に関わる組織や選考方法について説明したい。

まず、カントル職を選任したのは、ハンブルクの学校行政を司り、ヨハネウムの指導計画の作成や教師の選任を行った「シヨラルヒヤートScholarchat（コレীগウム・シヨラルヒヤールCollegium Scholarchale）」である。シヨラルヒヤートの構成員は、最も職歴の長い市参事会員四名、聖ペテロ、聖ニコラウス、聖カタリーナ、聖ヤーコプの各主要教会の主席牧師四名（聖ミヒヤエル教会が加わった一六八五年以降は五名）、各教区から三名ずつ派遣されるオーバーアルテOberalteと呼ばれる市民委員会の代表十二名（一六八五年以降は十五名）、合計二十名（一六八五年以降は二十四名）⁽⁴⁰⁾である。教会を統治基盤とするハンブルクでは、教区は、教会行政の単位であると同時に、政治単位でもあった。よって、市民代表は、教区ごとに派遣されていたのである。ここから、シヨラルヒヤートは、市参事会、宗教界、市民、それぞれの代表から成り立っていた組織であることが窺える。

新しいカントルは、シヨラルヒヤートの会議において、市の宗教界の統括者であり、学校行政の「監督官Ephorus」で

もある宗務局代表⁽⁴¹⁾による議事進行の下、出席者の多数決によって決定された。新カントルを選出する方法は、一六三四年の学校規則では、「校長が推薦した三名の候補者の中から、人柄と能力をよく吟味した上で、有能だと認めた者を選任する」と規定されている⁽⁴²⁾。だが、一七三二年の学校規則は、カントル職へ立候補を申し出た者から届いた「応募書類 Aufsatz」をもとに、多数決によって候補者をまず四名に絞り、それから遅くとも四週間後に行う「本選考 Wahl」での最終投票の結果に従って、選出すると規定している⁽⁴³⁾。

各カントルの選出経緯については、カントル職の後任を選出する際に行われた審査や議論の詳細を具体的に記した史料が残っていないので、不明である。シヨラルヒヤートの議事録から分かるのは、テイレマン（一七二二年）、C・P・E・バッハ（一七六七年）、シュヴェンケ（一七八九年）が、シヨラルヒヤートで最も多くの支持を集めて、新カントルに選出されたことである。テイレマンは、他の候補者については不明だが、一七二二年七月二十二日付の議事録によると、「十二票で」⁽⁴⁴⁾選出されている。テイレマンの後任選びは、彼が一七六七年六月二十五日に死亡してから約四ヶ月後、十月二十日の書類審査から始まった。一七三二年に発布された学校規則に従って、書類審査後に行った投票の結果、バッハを含めて四名が、二週間後の十一月三日に行われる本選考に進むことが決定する⁽⁴⁵⁾。本選考では、出席者二十三名の票が、バッハとマクデブルクの音楽監督、ヨハン・ハインリヒ・ロレ（Johann Heinrich Rolle; 一七一六―一八五）の間で割れるが、バッハが十二票、すなわちロレよりも一票多く得票して選出される運びとなった⁽⁴⁶⁾。バッハの後任選びは、市政府内で教会音楽とカントル職の存続について議論が行われていた都合上、彼が一七八八年十二月十四日に死亡してから九ヶ月以上も経過した一七八九年九月三日になって、やっと始められた⁽⁴⁷⁾。バッハの後任は、十月一日の本選考で、九月三日の書類審査に通過した四名の中から選ぶことになり、二十名の出席者によって行われた投票の結果、ゲッティンゲン大学の音楽監督、ヨハン・ニコラウス・フォルケル（Johann Nikolaus Forkel; 一七四九―一八一八）の七票を上回り、十三票獲得したシュヴェンケが新しいカントルに決定した⁽⁴⁸⁾。シュヴェンケが一八二二年十月二十七日に死亡した後は、カントル職の欠員補充

は行われていない。

シヨラルヒヤートで選出された次期カントルは、プロトシヨラルフProtoscholarchと呼ばれる、シヨラルヒヤートと市参事会との連絡を担当する最も職歴の長い市参事会員によって、市参事会に伝えられ、市参事会による承認を得なければならなかった。次期カントルをハンブルクに招聘するための手続きを行ったのは、市参事会である。市参事会は、新しくカントルに選ばれた者に対して、次期カントルに選ばれた旨を書面で伝える。次期カントルが在職中の場合は、ハンブルク市参事会が直接、その者の現雇用主に対して、割愛してもらうよう要請する書簡を送った。⁽⁴⁹⁾ 市参事会は、フランクフルト・アム・マインの市参事会に、⁽⁵⁰⁾ プロイセン国王に宮廷チェンバロ奏者として仕えていたバッハを迎える際には、プロイセン国王の宮廷に、⁽⁵¹⁾ それぞれ書簡を送って、割愛してくれるよう要請している。

ハンブルクに赴任してきた新しいカントルは、まず市参事会と宗務局の双方に、忠誠を尽くすことを宣誓し、その後、ヨハネウムの「監督官」である宗務局代表による司式の下、ヨハネウムの第一学年の教室で行われる就任式を経て、ようやく正式に就任したのである。⁽⁵²⁾ シヨラルヒヤートで選出されたカントルが、市参事会による承認と招聘、市参事会と宗務局双方への宣誓を経てから、ようやく就任に至る過程は、カントル職が、ハンブルクの行政全体に組み込まれた職務であったことを示している。

ハンブルクの学校行政を司るシヨラルヒヤートがカントル職を選任していたのは、カントルがヨハネウムの教師陣の一人であったからである。シヨラルヒヤートは、市参事会の傘下に置かれた学校行政を担当する組織で、市の政治と宗教に関する双方の勢力が共存する場であった。これは、ルター派都市ハンブルクの学校教育が、市に従順な市民の育成と良きルター派信徒の育成、すなわち政治的な目的と宗教的な目的の両方を目指すものであったことによる。従って、カントルが教会音楽に留まらず、都市の音楽にも奉仕するよう期待されていたのは、カントルの所属先であるヨハネウムが市参事

会の傘下に置かれ、カントル職の選任にも市参事会が深く関与していたことによる。

第三章 カントル職と都市

第一節 市参事会によるテールマンの慰留について

テールマンは、一七二一年七月十日に行われたシヨラルヒヤートの会議で新しいカントルに選出され、十月十六日の就任式でカントル職に正式に就任した。⁽⁵⁴⁾ところが、カントル職に就任して一年も経たない一七二二年九月三日付の書簡にて、テールマンは、ライプツィヒのカントル職に選出された旨を伝え、「そこ（ライプツィヒ）にある良い条件と自分自身に課せられている家族を養う義務を考慮しますと、ここ（ハンブルク）には私にとってより好ましい条件がありませんので、その（ライプツィヒ）職務を引き受けるのをためらう理由はありません」と述べて、ハンブルク市参事会に解職してもらうようお願いしたのである。⁽⁵⁵⁾テールマンから辞表を受け取った市参事会は、どのように対処したのだろうか。

テールマンが市参事会に辞表を提出したことは、九月九日の市参事会の議会で話題に上がり、プロトシヨラルフを介してシヨラルヒヤートにも伝えられる。⁽⁵⁶⁾だがこれに対して、シヨラルヒヤートからは何の音沙汰もなかった。シヨラルヒヤートが動き出したのは、それから一ヶ月以上も経過した十月十五日である。シヨラルヒヤートはその日の会議で、「有名な人がかつヴェルトウオーソ」のテールマンを引き留める手段を講じるよう、市参事会に要請することを決議している。⁽⁵⁷⁾シヨラルヒヤートの要請を聞き入れた市参事会は、十月二十六日の議会で、テールマンをハンブルクに引き留めるために、カントルの俸給を増額してもらうよう会計局に働きかけることに決めた。⁽⁵⁸⁾十月三十日付の市参事会の議事録には、ジन्दェイクス Syndicus と呼ばれる市参事会の代理人兼法律顧問が会計局に対して、テールマンの俸給を増額するよう申請する文書を認めたことが記されている。⁽⁶⁰⁾ハンブルクの財政を管理していたのは、各教区から二名ずつ派遣される市民の代表によって組織された会計局 Kammerer であった。市参事会が必要とする経費を下ろすためには、会計局に申請し、承認を

得なければならなかったのである。⁽⁶¹⁾

十一月二日、市参事会の議会では、テールマンの昇給の是非を巡って激しい議論がなされた。まず、テールマンを「あらゆる手段を行使して引き留める」という方針を示し、テールマンの俸給を、数年前に下級教師に認めたと同じ四〇〇マルク増額することが提案される。テールマンの昇給を妥当だと見なす根拠には、彼が「教会音楽によって市の名声を非常に高める高名な音楽家」であることが挙げられる。その一方で、テールマンにすでに住宅手当として三〇〇マルクも余分に支払っていることを指摘して、さらに四〇〇マルクも昇給するには同意しかねるといふ意見も出された。「会計局を煩わせるべきでない」ことも、テールマンの昇給を渋る根拠として挙げられている。⁽⁶²⁾ 結局、この日に結論を出すことはできず、テールマンの昇給を巡る話し合いは、二日後に持ち越されることになった。

十一月四日に開かれた市参事会の議会では、まず下級教師の昇給を決定した一七一八年六月三日付の議事録が持ち出され、彼らの昇給が生活の窮乏によるものであったことが示された。従って、テールマンについても、彼自身が市参事会に提出した九月三日付の辞表で指摘していたように、扶養家族をたくさん抱えていることを考慮し、「彼は市に仕えているのだから、そこ（ハンブルク）に留まれるだけの給与を支払わねばならない」として、テールマンの昇給が妥当であることが主張された。この日は、テールマンが不満を示していた古い官舎で折り合いをつけてもらうために、住宅手当も一〇〇マルク増額することが提案される。⁽⁶³⁾

最終的には、テールマンの昇給賛成派が反対派を圧倒し、十一月六日の市参事会の議会では、テールマンの俸給をいくらか増額するかが話し合われることになった。その日の議会ではまず、校長やその他の教師が将来的に、コントロールと同じ額の昇給を要求し、会計局にさらなる負担がかかるという事態になるのを懸念して、テールマンの昇給を二〇〇マルクに留めることが提案される。ところが、四〇〇マルクの昇給を求める意見が強かったらしく、テールマンの年俸は、数年前に下級教師に認めたと同じ四〇〇マルク増額することに決定した。⁽⁶⁴⁾ その結果、テールマンに、市の金庫から年間一二〇〇

マルクの俸給と四〇〇マルクの住宅手当を支給することになった。⁽⁶⁵⁾ テーレマンをハンブルクに思いとどまらせたのが俸給の引き上げであったことは、テーレマン自身も、*Mattheson, Johannes. Grundlage einer Ehrenforte (Hamburg, 1740)*に寄稿した自伝の中で語っている。⁽⁶⁶⁾

市参事会は、なぜ俸給を増額してまで、テーレマンをハンブルクに引き留めようとしたのだろうか。それには、ハンブルクで十七世紀末から十八世紀初頭にかけて、内乱が起こったことと関連していたのではないかと考えられる。内乱は一握りの富裕者が牛耳る市の寡頭体制に不満を抱いた市民が起こしたもので、一七〇八年に神聖ローマ帝国皇帝が軍隊を派遣して事態の収拾にあたらなければならなかったほど、深刻なものとなった。混乱に陥ったハンブルクの市政の再建は、皇帝使節の下で進められた。市の内乱は一七二二年、市参事会と市民の共同決定権を明文化した「主協定(Hauptrezess)」の締結によって一応収まる。⁽⁶⁷⁾ だが、一旦動揺した市政の基盤が再び固まるには、さらに長い年月を要したであろう。そこで市参事会は、「教会音楽によって市の名声を非常に高める高名な音楽家」であるテーレマンをカントル職に招聘し、テーレマンの教会音楽を通して、市の内外に、内政の安定と市の政治力を示そうとしたのではないだろうか。ルター派教会を統治基盤とするハンブルクにとって、教会音楽は、統治政策においても重要であった。

だが、市参事会がテーレマンを引き留めるのに尽力したのは、単にテーレマンが有名な音楽家であったからだとも考えられないだろうか。それは、市当局がテーレマンを「有名人」、「ヴィルトウオーソ」、「高名な音楽家」と表していることから窺える。つまり、市参事会は、音楽に関わる公職のカントル職に、名望のある音楽家を迎えられることを示して、市政の基盤が安定に向かう途上にあるハンブルクの政治力を、市の内外に知らしめようとしたのではないだろうか。

ハンブルク市参事会は、辞職を願い出たテーレマンを慰留するために、カントルの俸給を増額することを決定した。テーレマンを慰留するために尽くした市参事会があてにしていたのは、テーレマンの教会音楽とも、テーレマンの音楽家としての名声とも捉えられるだろう。だが、いずれにしても、テーレマンをハンブルクに引き留める対策を練るために、市

参事会で行われた議論から、市参事会は、市の政治力を示す手段の一つとして、音楽を利用しようとしていたのではないかと推測される。このことは、裏を返せば、ハンブルクのカントル職が、本来は教会音楽を監督させるために設置した職務であったにも関わらず、都市の統治政策にとっても必要な音楽職であったことを示すものではないだろうか。

第二節 カントル職の「廃止」が示すこと

テーレマンの死後、カントル職に就任したC・P・E・バッハは、シヨラルヒヤートでも「名声に値し、高名で、世間一般に尊敬された人物」として高く評価されていた。⁽⁶⁸⁾ そのバッハの死後、シヨラルヒヤートは、カントル職に欠員が発生した時の慣例として、早速次期カントルの選任に着手し、一七八九年二月十日に立候補者の書類審査を実施する予定を立てていた。⁽⁶⁹⁾

ところが、二月六日になって六〇人委員会から、カントル職の選考を延期し、「教会音楽と歌唱授業の目的に適った整備と節約」について検討するよう提案された。⁽⁷⁰⁾ 六〇人委員会とは、各教区から十二名ずつ派遣され、五教区合わせて六十名の市民委員で構成された市民委員会の一つで、市の教育と宗教に関して意見を述べる権利を有していた。各教区で市民委員になれたのは、ルター派信仰と一定以上の財産を有した市民である。⁽⁷¹⁾ 六〇人委員会が教会音楽の「整備と節約」を提案した背景には、七年戦争が終わった一七六三年から一七八八年にかけて長期間続いた経済不況によって逼迫していた会計局と教会の財政状況を、改善しようとする意図が含まれていた。⁽⁷²⁾

市参事会は、六〇人委員会の意見を聞き入れ、シヨラルヒヤートに、カントル職の選考を延期し、「教会音楽と歌唱授業の目的に適った整備と節約」について検討して報告するよう、プロトシヨラルフを通して指示した。シヨラルヒヤートは、市参事会の指示に従って、予定していたカントル職の選考を一旦中止する。教会音楽と歌唱授業についての検討と報告は、聖ミヒヤエル教会主席牧師のヨハン・ヤーコプ・ランバッハ (Johann Jacob Rambach; 一七三二—一八一八) 任一七

七九一―一八一八)と聖カタリーナ教会主席牧師のゲオルク・ハインリヒ・ベルクハーン (Georg Heinrich Berkhau; 一七四七―一七九五・任一七八六―九五) が担当することになった。⁽⁷³⁾

シヨラルヒヤートが教会音楽と歌唱授業について検討し、市参事会に報告した内容は、一七八九年六月十九日付の市参事会の議事録にまとめられている。⁽⁷⁴⁾ 六〇人委員会は、教会音楽を存続すべきだという見解を示したシヨラルヒヤートの報告に逐一回答する形式で、教会音楽の廃止を主張している。ハンブルク市参事会は、シヨラルヒヤートと六〇人委員会、双方の見解を参考にして、教会音楽の改革を行うことになる。まず六月十九日付の議事録から、シヨラルヒヤートと六〇人委員会、それぞれの主張を論点ごとに整理したい。

教会音楽の存続か廃止かを巡っては、まず、信仰生活における音楽の存在価値が論点となるであろう。これに関して、シヨラルヒヤートは、音楽が「礼拝の厳粛さを引き立てる」ことを示し、礼拝における音楽の使用を奨励していたルターの信念を引用して、教会音楽は「人々の心に働きかけ、敬虔の念を高める」ために必要だと主張した。それに対して六〇人委員会は、音楽が礼拝の厳粛さを引き立てることは認めしたが、音楽なしでも立派に礼拝が行われているカルヴァン派教会を引き合いに出して、音楽が「敬虔の念や精神修養を促すのではなく」、音楽が働きかけるのは「数少ない音楽に精通し、愛好する一部の人々の心だけだ」と反論した。六〇人委員会が自分たちの主張を正当化するために、カルヴァン派教会を引き合いに出した背景には、一七八五年に法律で、宗教改革以来、公の場での宗教的行為を禁じられていたカトリックとカルヴァン派に対して、私的な範囲内で宗教活動を公認したことが挙げられるだろう。市参事会が法律を制定する際、市民委員会の承認が必要であったハンブルクにおいて、カルヴァン派への寛容を認める法律の制定は、ルター派信仰を基礎として成立する市民委員会がカルヴァン派への寛容を認めたことを示している。⁽⁷⁵⁾ その一方で、シヨラルヒヤートの教会音楽が必要だとする主張には、教会音楽改革についての検討と報告を担当したのが主席牧師であったことを考えると、市の統治政策における自らの宗教的権威を守りたいルター派聖職者の思惑が含まれていたであろう。

教会音楽の存廃を巡っては、都市の名声との関連も論点となっていた。この点について、シヨラルヒヤートは、教会音楽は「都市の名声を引き立てるのに必要だ」とする見解を示し、その都市の名声とは、ルター派都市として重要なものであることに言及している。ここから、シヨラルヒヤートは、非ルター派への寛容が認められた状況においても依然として、都市とルター派教会の結びつきを意識し、教会音楽を都市の音楽と認識していたことが読み取れる。それに対して六〇人委員会は、教会音楽の人氣が低迷していること、音楽の質が低下していることを指摘して、教会音楽の「廃止によって都市の名声が悪化することはない」と主張する。六〇人委員会は、教会音楽を都市の音楽から切り離して、都市の音楽とは別のものにしようと目論んでいたのではないかと考えられる。

教会音楽について検討する中で、カントル職は教会の音楽監督職として言及され、教会の音楽監督職の必要性が論点となっている。その点ではまず、臨時の祝祭で必要な音楽の監督を誰に依頼するかが問われている。シヨラルヒヤートは、音楽監督職の廃止を阻止するために、俸給を支払って雇った「専属の音楽監督乃至カペルマイスター」に依頼すべきだと主張する。だが六〇人委員会は、高い俸給を支払う必要がある専属の音楽監督の必要性を否定し、「様々な音楽家に適当な報酬で引き受けてもらえば済む」と主張する。六〇人委員会が音楽を必要とする時には臨時に音楽家を雇えばいいと主張した背景には、市民社会における音楽に対する需要の高まりとともに、制度上の束縛から解放され、自立して活動する音楽家の数が増加したことも考えられるであろう。

そもそも、教会音楽を廃止する案が出されたのは、教会音楽の演奏の質の低下が指摘されていたからではないだろうか。演奏の質が低下している教会音楽の問題を解決するには、改善と廃止、二通りの対策が考えられる。そこでシヨラルヒヤートは、「現時点で露呈している不足や欠陥は、相当な監視と制度の改善によってなくせる」として改善を提案した。反対に六〇人委員会は、「教会音楽の改善を望んでも全く無駄」だとして廃止を提案した。もともと会計局と教会の「節約」を目指していた六〇人委員会にとっては、教会音楽の質の低下は、教会音楽を廃止するのに都合の良い口実になったにち

がない。六〇人委員会は、カントルへの給与の支払いと教会音楽の維持に多額の経費がかかっていることを指摘して、教会音楽の廃止及びそれと結びついた音楽監督職の廃止は、会計局と教会の経済的負担の軽減に繋がると力説しているのである。

市参事会は、シヨラルヒヤートと六〇人委員会、双方の意見を聞いて、教会音楽が礼拝に全く役に立っておらず、音楽の質が目に見えて低下していると判断した。それにも関わらず、市参事会が教会音楽とカントル職を存続することに決めたのは、シヨラルヒヤートの意見にも配慮して、突然廃止するのはよくないと考えたからであろう。だが、教会音楽の存続には、財政負担の大きさが問題となっていた。そこで市参事会は、教会音楽の存続にあたって、上演回数と維持費を大幅に削減した。その結果、年間約百三十回上演していた日曜・祝日用の教会音楽は、それまでの約四分の一となる各教会六回ずつの全部で三十回に減らされた。カントルの年俸も、教会音楽の上演回数⁽⁷⁶⁾の減少に伴って仕事量が大幅に減少したことを考慮し、一六〇〇マルクから一二〇〇マルク、以前の四分の三に減額した。教会音楽を上演する際に雇う歌手や器楽奏者への謝礼に充てられる費用も、それまでの年間二四〇〇マルクから一三〇〇マルクにほぼ半減された⁽⁷⁷⁾。カントルの職務内容の変更と収入の減少については、シヨラルヒヤートが、九月三日に行われた書類審査を通過した候補者に対して、本選考を実施する前に個別に書面にて通知した⁽⁷⁸⁾。

バッハの後任は、十月一日に行われた本選考の結果、シユヴェンケに決定した⁽⁷⁹⁾。シユヴェンケは、カントル職に選出された後で、年間一三〇〇マルクで歌手や器楽奏者への謝礼を賄うのは不可能であることに気付き、元の二四〇〇マルクに戻してくれるよう、シヨラルヒヤートを通じて市参事会に訴えた。しかし市参事会は、教会音楽の維持費の減額は本選考を実施する前にすでに予告済みであったことを指摘して、シユヴェンケの訴えを却下した⁽⁸⁰⁾。ここから、シユヴェンケが苦難に直面しながら職務を遂行していったであろうことは、想像に難くない。

一八二二年十月二十七日にシユヴェンケが死亡した後、市参事会は教会音楽への財政支援を打ち切り、カントル職の欠

員補充も行わなかった⁽⁸¹⁾。カントル職が廃止された後は、各教会の礼拝で演奏される音楽は、完全に各教会の自治に委ねられることになった⁽⁸²⁾。

教会音楽とともにカントル職が廃止された大きな理由は、財政支出の削減であった。教会音楽を廃止する理由としては、教会音楽の存在意義の低下と演奏の質の低下が挙げられている。だが、もし教会音楽が市にとって必要不可欠なものであると見なせば、演奏の質の低下に対しては、有能な音楽家の招聘や演奏者の教育等の改善策を講じ、財政が逼迫した中でも、何とかやり繰りして存続しようとして試みたであろう。従って、市参事会が教会音楽を廃止した根底には、カトリックとカルヴァン派への寛容により、ルター派が仕切っていた教会行政が相対的に弱まったこと、及び市民社会における音楽文化の発展を背景にして、統治政策と音楽の関係が変化したことがあったのではなからうか。教会音楽は、市参事会の後援によって維持される都市の音楽でもあった。教会音楽の問題は、都市と音楽の問題に他ならなかったのである。

おわりに

ハンブルクのカントル職は、教会の礼拝でコラールを歌うヨハネウムの聖歌隊の指揮者として、市の教会音楽を監督させるために設置された職務である。だが、本論文を通じて、教会音楽は、神を賛美し、神の福音を伝えるための媒体としてのみならず、都市の実力を示すための媒体としても利用されていたこと、並びにカントルは、教会音楽監督であると同時に、事実上の「都市音楽監督」でもあったことが明らかとなった。その背景には、ハンブルク市参事会が、いわば教会音楽のパトロンとして、公費を投入して教会音楽を後援していたこと、カントル職の給与が公費から支払われていたことが挙げられる。教会音楽と都市の音楽、あるいは教会音楽監督と「都市音楽監督」の一体化から、教会と都市、あるいは都市と音楽の関係がどのように見えただろうか、当時のハンブルクの政治、宗教、音楽事情も踏まえて、以下で整理す

る。

ルター派都市ハンブルクの市政の拠り所は、教会規則であった。ハンブルクの統治体制は、ルター派教会を基盤として成り立つものであり、教会も行政に組み込まれていた。ハンブルクの教会行政を掌握したのは、ルター派教会の領邦教会制の原則に基づいて、市政の最高主権者たる市参事会である。宗務局は、ハンブルクの宗教を統括するために設置されていたにも関わらず、市の教会行政に対する決定権は持たず、市参事会への助言、教会の説教師、神学、信条の監視という程度の役割しか与えられていなかった。⁽⁸³⁾ここから、ハンブルクの教会が市参事会の傘下に置かれていたことは明白である。従って、ハンブルク市参事会が教会音楽のパトロンとなったのは、市参事会が教会の首長でもあったからだと考えられる。カントルが、教会音楽監督であると同時に、事実上の「都市音楽監督」であったのも、教会が政治と結びついてきたハンブルクの統治構造によるものである。

カントル職が「都市音楽監督」として、いわば都市の顔となっていたからこそ、「有名な」テーレマンが辞職を願い出た時、ハンブルク市参事会は、何としてでも彼を市に引き留めるために、昇給という手段を行使したのである。テーレマンのような大音楽家を抱えられることは、都市のステータス・シンボルとなると考えられていた。従ってハンブルクでは、カントル職は、市に大音楽家を招聘するためにも利用されていたのである。それは、市当局が、カントルがヨハネウムの教育に直接関わらなくなったことを黙認したことからも言える。

以上のように、ハンブルク市参事会は、公費を投入して教会音楽を後援し、公職にカントルの地位を設けていたのであるが、C・P・E・バッハの死後、教会音楽とカントル職の存廃について検討した結果、教会音楽への財政支出を大幅に削減し、カントルの俸給も減額した。市参事会による教会音楽への財政支援は、一八二二年のシュヴェンケの死後、完全に打ち切られ、それに伴ってカントル職も廃止される。市参事会が教会音楽の後援から降り、カントル職を廃止したことは、まず第一に、教会と都市の関係の変化を示すものであると言える。では、どのような変化がその間に生じたのである

うか。

ルター派教会を統治基盤とし、教会が政治と強く結びついていたハンブルクでは、宗教改革以来、ルター派信徒にしか市民権も政治に参加する権利も認めていなかった。しかし、啓蒙思想の浸透によって宗教的寛容を認める風潮が広まる中で一七八五年、カトリックとカルヴァン派に対して、私的な範囲内での宗教活動を公認し、一八一九年には、政治に参加する権利も認めて公職を開放した。⁽⁸⁴⁾ 市参事会が教会音楽に対する財政支援を打ち切ったことは、カトリックやカルヴァン派への寛容によって、市の教会行政においてルター派の地位が相対的に弱くなったこと、あるいは政治において宗教の持つ意味が変化したことと関係しているだろう。

第二に、市参事会が教会音楽への後援を打ち切り、カントル職を廃止したことは、都市と音楽の関係が変化したことと関連している。なぜなら、教会音楽は都市の音楽でもあり、カントルは「都市音楽監督」でもあったことから、教会音楽やカントル職は教会だけの問題に留まるものではなかったからである。市参事会による音楽への後援が打ち切られた背景には、ハンブルク音楽界の勢力図が変化したことも挙げられるのではないだろうか。ハンブルク音楽界の勢力図は、どのように変化し、市当局が主宰する教会音楽にどのような影響を及ぼしたのであるだろうか。

十七世紀半ば頃まで、ハンブルク音楽界の大部分は教会音楽に占められており、市の音楽界を率いていたのは、カントル、教会オルガニスト、市参事会の楽師といった市参事会や教会と結びついた音楽家であった。けれども一六七八年、ゲンゼマルクトに、ドイツで初めてとなる市民によって市民のために営まれる公開オペラ劇場が完成する。オペラが教会音楽にとって脅威となったことは、オペラ事業が聖職者の激しい反対に直面しながら進められたことから窺える。⁽⁸⁵⁾ 従って、オペラ劇場の開場によって、教会音楽はオペラとの競争に晒されるようになった。ゲンゼマルクトのオペラは、市の内外で一世を風靡したが、観客の入場料収入によって運営される商業劇場であったため、人気の低下による観客数の減少が財政難を招き、一七三八年に倒産する。⁽⁸⁶⁾ しかしハンブルク音楽界では、特に十七世紀後半以降、信仰とは別に、娯楽として

音楽を楽しむようになった市民階級の欲求に応じて、公開演奏会も徐々に盛んになっていった。公開演奏会に対する需要が高まったことは、一七六一年にハンブルクで初めて、演奏会専用ホール「アウフ・デム・キャンプ」が建設されたこと⁽⁸⁷⁾に示されている。

教会音楽の分野でも、アマチュアの音楽愛好家を中心として結成された合唱協会が、新たな教会音楽の担い手として登場した。合唱協会の一つ、ジングアカデミーは、特に十九世紀以降、ドイツ各地で設立されるが、ハンブルクにも一八一九年に設立され、オラトリオ等の宗教合唱作品を歌うことを目的として、定期的に公演活動を行った⁽⁸⁸⁾。ジングアカデミーの設立は、教会音楽の担い手が、市当局から市民に移り、教会音楽の目的が、教会における礼拝への奉仕から演奏会における娯楽の享受へと変化したことを示す。

以上から、ハンブルク市参事会が教会音楽への後援を打ち切り、カントル職を廃止した背景には、人々が信仰から離れて娯楽として楽しむ音楽を求めるようになったことが挙げられる。また、市民を対象とした音楽活動が盛んになるにつれて、市の音楽界における市民の勢力が市当局を凌駕し、カントルが監督する教会音楽の地位が相対的に低くなり、いわゆる都市のお抱え音楽家の重要性が希薄化したことも挙げられる。従って、市の音楽制度の節目となるカントル職の欠員というタイミングを見計らって、教会音楽とカントル職の廃止が目論まれていたのではないかと考えられる。

本論文では、ハンブルクにおいて、一見、都市の音楽とは無関係に見えそうな教会音楽が、都市の音楽と密接な関係にあり、本来は教会音楽の指揮を任せるために設けられたカントル職も、都市の音楽の重要な担い手であったことが明らかになった。従って、教会音楽やカントル職も、都市と音楽の問題を見る視点の一つとなることが示された。では、十八世紀の教会音楽とオペラ、公開演奏会、合唱協会等、教会から離れて生じた音楽の状況は、都市の政治的・文化的な変化や財政状況の変遷とどのように連動していたのだろうか。

カントル職が、都市の公職の一つとして、ハンブルクの統治政策に組み込まれていて、カントル職や音楽が都市の名声

やステイタスを示す手段の一つとして、統治政策の中で利用されていたであろうことも、すでに述べた通りである。十八世紀ドイツは、領邦国家の成立とともに、領邦国家の行政機構を持つ居城都市が影響力を増大したのとは反対に、かつて商工業で栄えた帝国自由都市が影響力を失い、衰退していく時代である。居城都市の隆盛とともに、ドイツにおける文化的中心地も、帝国自由都市から居城都市に移動する。⁽⁸⁹⁾一八〇六年に神聖ローマ帝国が解体すると、帝国自由都市ハンブルクは、都市として成り立つために必要な帝国の後ろ盾を失う。ドイツ全体の中で、ハンブルクという都市そのものが持つ政治的・文化的なステイタスは、市が主宰する音楽及びカントル職の地位とどのように関係していたのであろうか。これらの検討は別稿に譲りたい。

註

(1) 角倉一朗「バッハBach: (7) ヨハン・ゼバスティアン・バッハJohann Sebastian Bach」『ニューグローヴ世界音楽大事典』(全二十一巻) 柴田南雄、遠山一行 総監修、講談社、一九九四年、第十三巻、一四五頁。

(2) 「カントル」の語源は、ラテン語で〈歌手〉を意味するcantorであり、当初は修道院や大聖堂の聖歌隊に所属する〈歌手〉を指す言葉として使われていた。そこから、「カントル」は、次第に聖歌隊のリーダーとして聖歌の歌出しを担当する〈先唱者〉を指す言葉に変化した。教会

音楽における歌唱技術が進歩し、聖歌隊に組織的な演奏が要求されるようになると、聖歌隊の体系的な指導と統率が必要になる。その聖歌隊の指導と統率は、〈先唱者〉である「カントル」に任せられた。その結果、「カントル」は〈合唱隊指揮者〉や〈合唱長〉を意味する言葉にも発展した。「カントル」とは、教会音楽の発展に伴って、次々と新たな意味を付加することで、複数の意味を含んだ言葉となったことが窺える。J・S・バッハが奉職していたルター派教会で「カントル」と呼ばれていたのは、生徒を聖歌隊員に育成し、教会の礼拝で歌わせるといふ任務が与えられていたラテン語学校やギムナジウムの音楽教師である。

「カントル」の語義については、以下を参照。Herbst, Wolfgang. Artikel „Kirchenmusiker“ Finscher, Ludwig (Hg.). *Die Musik in Geschichte und Gegenwart: allgemeine Enzyklopädie der Musik (MGG)*, 2., neubearbeitete Ausg. begr. v. Friedrich Blume. Sachteil 1-9, Personenteil 1-17. Kassel: Bärenreiter; Stuttgart: Metzler, 1994, Sachteil 5, Sp. 129-37; Art. „Kantor (ii)“, Sadie, Stanley (ed.). *The New Grove Dictionary of Music and Musicians*, 2nd ed. 29. v. London: The Macmillan Press, 2001, Vol. 13, p. 357; Blankenburg, Walter. Artikel „KANTOR, Cantor“, *Das neue Lexikon der Musik*, 4 Bde. Stuttgart: Weimar: Verlag J. B. Metzler, 1996, Bd. 2, SS. 657-8.

(3) Kopitzsch, Franklin, und Daniel Tilgner (Hg.), *Hamburg-Lexikon*. Hamburg: Zeise, 2000, Artikel „Städtischer Musikdirektor“, S. 462.

(4) テーレマンより前にハンブルクのカントル職に就任した者は、六名いたとされる。十六世紀のカントルについては不明な点が多いが、フランツ・エーラー (Franz Eler; 一五〇〇頃—一五九〇; 任一五六—一九〇?) は二十九年間、エーバーハルト・デカー (Eberhard Decker; 一五三二—一六〇五; 任一五六—一六〇五) は、四十四年間あるいは十五年間に職している。その後、エラスムス・ザルトーリウス (Erasmus Sartorius; 一五七七—一七三七; 任一六〇五—一七三七) が三十二年間、トーマス・ゼレ

(Thomas Selle; 一五九九—一六六三; 任一六四—一六三三) が二十二年間、クリストフ・ベルンハルト (Christoph Bernhard; 一六二八—九二; 任一六六四—一七四) が十年間、ヨアヒム・ゲルステンビュッテル (Joachim Gerstenbüttel; 一六四七—一七二二; 任一六七五—一七二一) が四十六年間、カントル職に就く。終身カントル職に留まらなかったのは、旧雇用主のザクセン選帝候によって、ドレスデン宮廷に召還されたベルンハルトのみである。ハンブルクのカントル職就任者については、以下を参照。

Leichsenring, Hugo. *Hamburgische Kirchenmusik im Reformationszeitalter*. (Diss., Berlin, 1922) Hamburg: Verlag der Musikalienhandlung K.D. Wagner, 1982, SS. 128-46; Krüger, Liselotte. *Die Hamburgische Musikorganisation im 17. Jahrhundert*. (Diss., Heidelberg, 1930) Straßburg: Heitz, 1933, SS. 11-105; Sittard, Josef. *Geschichte des Musik- und Concertwesens in Hamburg vom 14. Jahrhundert bis auf die Gegenwart*. Altona und Leipzig: Verlag von A. C. Reher, 1890, Hildesheim: New York: Georg Olms Verlag, 1971, SS. 24-56.

(5) Dittrich, Marie-Agnes. *Hamburg: Historische Stationen des Musiklebens mit Informationen für den Besucher heute*. Laaber: Laaber-Verlag, 1990, S. 40.

(6) ゼレは、教会の礼拝に動員する歌手を常に確保しておくために、市参事会に働きかけて、八人乃至十人の優秀な

歌手で構成するカントライを設立する。カントライに所属する歌手には、市が食事や宿舎等の生活に必要なものを支給し、特別な声楽の訓練が施された。だがカントライは、ベルンハルトが辞任した一六七四年、支配者側の専横に不満を抱く市民の反乱で内政が動揺する中、維持が困難になり、崩壊する。カントライについては、以下を参照。Krüger (1933), SS. 68-71, 227-8.

(7) Kopitzsch, Franklin. „Zwischen Hauptrezeß und Franzosenzeit 1712-1806“, Jochmann, Werner, und Hans-Dieter Loose (Hg.), *Hamburg: Geschichte der Stadt und ihrer Bewohner; Bd. 1 Von den Anfängen bis zur Reichsgründung*. Hamburg: Hoffmann und Campe, 1982, S. 407. テーレマンは、就任直後からコレーギウム・ミュージクムを結成して定期的な公開演奏会活動を始め、一七二二年からオペラ事業が倒産する一七三八年まで、オペラ劇場の監督も引き受けている。バッハはクラヴィーアの演奏家として活躍し、彼が一七七〇年から一七八〇年にかけて、商業アカデミーを会場にして開催した「私的演奏会 Privatconcerte」は、入場券がいつもほぼ完売するほど人気を博していた。テーレマンとバッハのハンブルクにおける音楽活動については、以下を参照。Dittrich (1990), SS. 72-80; Kleßmann, Eckart. *Geschichte der Stadt Hamburg*. Hamburg: Hoffmann und Campe, 1981, Neuausg. Hamburg: Die Hanse | Sabine Groenewold Verlag, 2002, SS. 274-86.

(8) ハンブルクは、商業や貿易で栄えた北ドイツのエルベ河畔に位置する港湾商業都市であるが、市参事会と市議会が構成される市民による都市統治があり、領邦君主も宮廷もなく、貴族も家臣もない帝国自由都市という条件の下、他のドイツ語圏の都市に先駆けて、自己意識を持った、共同体のために参画する市民階級が、最初にはつきりとした形で現れた都市である。以下を参照。ヴァイゲル、エンゲルハルト (三島憲一・宮田敦子訳) 『啓蒙の都市周遊』岩波書店、一九九七年、八九―九二頁。

(9) 筆者の研究対象も十八世紀ハンブルクのカントル職である。だが、クレーマーの研究が社会構造に注目して、カントルの職業とその変化を解明する職業史研究であったのに対し、筆者は、市の音楽行政や音楽文化の隆盛に大きな役割を果たしたカントル職に注目して、十八世紀ハンブルクの統治構造や文化状況を明らかにすることを目指している。

- (10) Dittrich (1990), SS. 27-30, 36-8, 68-9, 72-81, 90.
- (11) Leichsenring (1982), SS. 128-46.
- (12) Krüger (1933), SS. 11-105.
- (13) Sittard (1890), SS. 24-56.
- (14) Richter, Christoph, Karl Heinrich Ehrenforth, und Ulrich Mahlert, Artikel „Musikpädagogik“, *MGG, Sachteil* 6, Sp. 1483.
- (15) Butt, John. *Music Education and the Art of Performance*

- in the German Baroque*. Cambridge [England]: New York: Cambridge University Press, 1994, p. 12.
- (9) Werner, Arno. *Vier Jahrhunderte im Dienste der Kirchenmusik: Geschichte des Amtes und Standes der evangelischen Kantoren, Organisten und Stadtpfeifer seit der Reformation*. Leipzig: Verlag Carl Merseburger, 1932, SS. 121-2; Niemöller, Klaus Wolfgang. *Untersuchungen zu Musikpflege und Musikunterricht an den deutschen Lateinschulen vom ausgehenden Mittelalter bis um 1600*. Regensburg: Gustav Bosse Verlag, 1969, SS. 637-40.
- (17) Niemöller (1969), S. 640.
- (81) *Das neue Lexikon der Musik*, Artikel „MUSIKDI-REKTOR“, Bd. 3, S. 375.
- (61) Krickeberg, Dieter. *Das protestantische Kantorat im 17. Jahrhundert: Studien zum Amt des deutschen Kantors*. Berlin: Verlag Merseburger Berlin, 1965, S. 173.
- (20) カントルを〈音楽監督〉と説明している音楽事典は以下の通り。坂元勇二「カントル cantor」〔英〕Kantor〔独〕』『ニューグローヴ世界音楽大事典』第五巻、一八六頁。「カントル cantor」〔ラ〕 Kantor〔独〕』『新訂標準音楽辞典』(全二巻)音楽之友社、一九九一年、「アーテ」四六一頁。
- (12) Postel, Rainer. „Reformation und Gegenreformation 1517-1618“, *Hamburg : Geschichte der Stadt und ihrer Bewohner*, Bd. 1, S. 191.
- (23) Postel (1982), S. 214. 教会規則の該当箇所は『Kirchenordnung von 1529』, Sehling, Emil (Hg.). *Die Evangelischen Kirchenordnungen des 16. Jahrhunderts*, Bd. 5: *Livland-Estland-Kurland-Mecklenburg, Freie Reichsstadt Lübeck mit Landgebiet und Gemeinschaftsamt Bergedorf, Das Herzogtum Lauenburg mit dem Lande Hadeln, Hamburg mit Landgebiet*. Leipzig, 1913, Neuaufl. Aalen: Scientia Verlag, 1970, S.495.
- (23) Krüger (1933), SS. 11-2.
- (24) „Kirchenordnung von 1529“, S. 497.
- (25) „Kirchenordnung von 1529“, SS. 495, 497.
- (28) *Hamburg-Lexikon*, Artikel „Kirchspiele“, SS. 271-2; Loose (1982), SS. 277-8.
- (25) „Schulordnung von 1615“, Cap. 5. Nr. 1. Hoche, Richard. *Beiträge zur Geschichte der St.-Johannis-Schule in Hamburg*, 3: *Die Ordnung der St.-Johannis-Schule im 16. 17. und 18. Jahrhundert*. Hamburg: Meissner, 1879, S. 43; „Schulordnung von 1634“, Cap. 8. Nr. 1. Hoche (1879), S. 61.
- (28) Kremer, Joachim. *Das norddeutsche Kantorat im 18. Jahrhundert: Untersuchungen am Beispiel Hamburgs*. (Diss., Kiel, 1995) Kassel: Bärenreiter, 1995, S. 134.
- (23) Höveln, Conrad von. *Der Uralten Deutschen Grossen*

- und des H. Röm: Reichs=Freien An=See=und Handel=Stadt
Hamburg Alt=Vorige und noch Iz Zu=Nämende Hoheit, samt
allerhand verhandener Glaub= und Besche=währten
Aldertums Herlichen Gedächtnisse, / Den Einheimischen /
Auf Ländischen und Reisenden Fremden zur Nachricht ent-
worfen / und auf das Kürzeste ausgefertigt Candore, Virtute,
Honore. Lübek: Smalherzens, 1668, SS. 77-8.
- (80) Krüger (1933), S. 33.
- (81) Kremer (1995), S. 199; Krüger (1933), SS. 81-6; Sittard
(1890), S. 28.
- (82) „Schulordnung von 1615“, Cap. 5. Nr. 1. Hoche (1879),
S. 43; „Schulordnung von 1634“, Cap. 8. Nr. 1. Hoche
(1879), S. 61.
- (83) ンンブルクの学校行政を司る組織。第二章第二節で説
明する。
- (84) Kremer (1995), S. 287.
- (85) „Schulordnung von 1732“, Cap. 10. Nr. 1. Hoche
(1879), S. 129.
- (86) StAH (Staatsarchiv Freie und Hansestadt Hamburg),
361-1 Scholarchat 2 1, S. 238 = Prot. 3. 11. 1767.
- (87) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 238 = Prot. 3. 11.
1767.
- (88) Miesner, Heinrich. *Philipp Emanuel Bach in Hamburg:
Beiträge zu seiner Biographie und zur Musikgeschichte seiner
Zeit.* (Diss., Berlin, 1929) Wiesbaden: M. Sandig, 1969, S.
14.
- (89) クリストロープ・マイリウス (Christlob Mylius; 一
七二二—一七五四) は、一七五三年にンンブルクに立ち寄った
際に訪ねたハーナムを「カペルマイスター・テーレマ
ン氏Hr. Capellmeister Telemann」と呼ぶ。以下を
参照。„Hamburg im Jahre 1753, von Christlob Mylius“,
Mitgeteilt von Prof. Dr. Karl S. Guthke, *Hamburgische
Geschichts- und Heimatblätter* 9 (7) (1974), S. 162; クリステ
ヤン・フリードリッヒ・ダーニエル・メーバルト
(Christian Friedrich Daniel Schubart; 一七三九—九一)は、
Ideen zu einer Ästhetik der Tonkunst の中で、テーレマンと
C・D・H・ミンを「ンンブルクのカペルマイスター
Capellmeister in Hamburg」と呼ぶ。以下を参照。
Schubart, Christian Friedrich Daniel; Kaiser, Fritz und
Margrit. (Hg.), *Ideen zu einer Ästhetik der Tonkunst.* Wien,
1806, Neuaufl. Hildesheim: Zürich: New York: Georg Olms
Verlag, 2002, SS. 175, 177.
- (90) Kremer (1995), S. 117.
- (91) Jensen, Wilhelm. *Die hamburgische Kirche und ihre
Geistlichkeit seit der Reformation.* Hamburg: Augustin,
1958, SS. 1-2.
- (92) „Schulordnung von 1634“, Cap. 3. Nr. 2. Hoche (1879),
S. 53.

- (㉔) „Schulordnung und Schulgesetze von 1732“, Cap. 3. Nr. 1. Hoche (1879), S. 121.
- (㉕) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 111 = Prot. v. 22. 7. 1721.
- (㉖) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 237 = Prot. v. 20. 10. 1767.
- (㉗) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 238 = Prot. v. 3. 11. 1767.
- (㉘) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 340 = Prot. v. 3. 9. 1767.
- (㉙) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 340 = Prot. v. 1. 10. 1767.
- (㉚) Krenmer (1995), SS. 114-7.
- (㉛) „Bürgermeister und Rat der Stadt Hamburg an den Rat der Stadt Frankfurt am Main am 12. Juli 1721“, Grosse, Hans., und Hans Rudolf Jung, *Briefwechsel: sämtliche erreichbare Briefe von und an Telemann*. Leipzig: VEB Deutscher Verlag für Musik, 1972, S. 48.
- (㉜) „An S. Königl. Preuß. Mayr: Lect. d. 6. Nov. 1767. d. d. 6. Nov. 1767“, Miesner (1969), S. 118.
- (㉝) Krenmer (1995), S. 134.
- (㉞) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 111 = Prot. v. 22. 7. 1721.
- (㉟) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 114 = Prot. v. 16. 10. 1721.
- 1721.
- (㊱) „Telemann an den Rat der Stadt Hamburg am 3. September 1722“, Grosse (1972), SS. 30-1.
- (㊲) StAH, 111-1 Senat, Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 3 Fol. 17 = Prot. v. 9. 9. 1722.
- (㊳) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 114 = Prot. v. 15. 10. 1722.
- (㊴) StAH, 111-1 Senat, Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 3 Fol. 17 = Prot. v. 26. 10. 1722.
- (㊵) *Hamburg-Lexikon*, Artikel „Syndicus“, S. 481.
- (㊶) StAH, 111-1 Senat, Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 3 Fol. 17 = Prot. v. 30. 10. 1722.
- (㊷) *Hamburg-Lexikon*, Artikel „Kämmerei“, S. 263.
- (㊸) StAH, 111-1 Senat, Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 3 Fol. 18-9 = Prot. v. 2. 11. 1722.
- (㊹) StAH, 111-1 Senat, Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 3 Fol. 19-20 = Prot. v. 4. 11. 1722.
- (㊺) StAH, 111-1 Senat, Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 3 Fol. 17 = Prot. v. 6. 11. 1722.
- (㊻) Kleßmann, Eckart. *Telemann in Hamburg: 1721-1767*. Hamburg: Hoffmann und Campe Verlag, 1980, S. 43.
- (㊼) Mattheson, Johannes; Schneider, Max (Hg.). *Grundlage einer Ehrenpforte*. Hamburg, 1740, Neuaufl. Kassel: Basel: Paris: London: Bärenreiter-Verlag, 1969,

Artikel „Telemann“, S. 366.

- (55) Whaley, Joachim. *Religious Toleration and Social Change in Hamburg, 1529-1819*. Cambridge [Cambridgehire]: New York: Cambridge University Press, 1985, pp. 18-9.
- (56) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 329 = Prot. v. 1788.
- (57) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 329 = Prot. v. 1789.
- (58) StAH, 111-1 Senat Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 6 Fol. 2 = Prot. v. 9. 2. 1789; Fol. 9 = Prot. v. 19. 6. 1789.
- (59) *Hamburg-Lexikon*, Artikel „Bürgerliche Kollegien“, S. 90; Whaley (1985), pp. 20-1.
- (60) Kopitzsch (1982), S. 374.
- (61) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 330 = Prot. v. 10. 2. 1789; 111-1 Senat Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 6 Fol. 3 = Prot. v. 13. 2. 1789.
- (62) StAH, 111-1 Senat Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 6 Fol. 9 = Prot. v. 19. 6. 1789.
- (63) Kopitzsch (1982), S. 395; Buek, Friedrich Georg. *Handbuch der Hamburgische Verfassung und Verwaltung*. Hamburg: Hoffmann und Campe, 1828, S. 79.
- (64) StAH, 111-1 Senat Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 6 Fol. 17 = Prot. v. 28. 8. 1789. *よみよみ* '演奏の質の低下については' 上演回数が多くなる演奏者の疲弊などが指摘されている。また'詩人マテューアス・クラウディウス

(Matthias Claudius; 1740—1815)が聖ミヒヤエル教会で聴いた音楽について「前のほうに立っている何人かの口の動きと途切れ途切れに聞えよびくる声からのみ、歌をつづるよ知る」よびが「よびきた」と述べ、聖歌隊の人手不足や気力のなさを報告している。以下を参照。Dittrich (1990), SS.80-1; Lesle, Lutz. „Kirchenmusikalische Städteporträt: Kantorenmusik—herrlich und wohlbestallt 500 Jahre Kirchenmusik in Hamburg“, *Musik und Kirche* 68(5), 1998, S.339.

- (65) StAH, 111-1 Senat Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 7 Fol. 1 = Prot. v. 18. 11. 1789.
- (66) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, SS. 339-40 = Prot. v. 3. 9. 1789.
- (67) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 340 = Prot. v. 1. 10. 1789.
- (68) StAH, 361-1 Scholarchat 2 1, S. 342 = Prot. v. 12. 11. 1789; 111-1 Senat Cl. 7 Lit. He Nr. 2 Vol. 8b Fasc. 7 Fol. 1 = Prot. v. 18. 11. 1789.
- (69) Krenmer (1995), SS. 137-8.
- (70) Sittard (1890), S. 56.
- (71) *Hamburg-Lexikon*, Artikel „Geistliches Ministerium“, S. 175.
- (72) Buek (1828), S. 79.
- (73) Jürgens, Ursula. „Barockoper in Hamburg 1678 bis

1738: Die Geschichte der ersten deutschen Bürgeroper“, Busch, Max W., und Peter Dannenberg (Hg.), *Die Hamburgische Staatsoper 1 1678 bis 1945 Bürgeroper — Stadt-Theater—Staatsoper*. Zürich: M&T Verlag AG, 1988, S. 27.

(86) Wolff, Hellmuth Christian. „Die Hamburger Oper 1678-1738“, Jaacks, Gisela (Hg.), *300 Jahre Oper in Hamburg: 1678-1978*. Hamburg: Christians, 1977, S. 85.

(87) Kleßmann (2002), S. 282.

(88) Sitarid (1890), SS. 290-304.

(89) ヴァイグル (一九九七)の八一十三頁。